

記載例【投資助言・代理業】

別紙様式第十二号（第七十二条第一項、第八十二条第一項関係）

（日本工業規格A4）

第〇〇期事業報告書（ 〇年〇月〇日から
〇年〇月〇日まで ）

1(6)の本事業報告書の報告対象期間に係る計算書類の承認を行った株主総会開催日以降に提出すること。 〇年〇月〇日提出

「商号又は名称」「所在地」「代表者」について、前期の事業報告書から変更がある場合、変更届出を提出しているか確認願います。

商号又は名称 〇〇〇〇株式会社
所在地 東京都〇〇区〇〇1-1-1
代表者の役職氏名 代表取締役 〇〇〇〇

（注意事項）

法第29条の2第1項の登録申請書又は法第31条第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書きで併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

1 業務の状況

(1) 登録年月日及び登録番号

平成（又は令和）〇年〇月〇日（関東財務局長（金商）第〇〇〇〇号）

(2) 行っている業務の種類

（記載例）投資助言・代理業、適格機関投資家等特例業務、コンサルティング業

(3) 苦情処理及び紛争解決の体制

（記載例①）

苦情処理措置・紛争解決措置

一般社団法人 日本投資顧問業協会を利用する。

上記協会の業務委託先 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター

連絡先 0120-64-5005

「行っている業務の種類」について、前期の事業報告書から変更がある場合、変更届出を提出しているか確認願います。

（記載例②）

苦情処理措置

自社で業務運営体制・社内規則を整備し公表等する。

申出先 〇〇〇部 連絡先 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

紛争解決措置

東京弁護士会 紛争解決センター

連絡先03-3581-0031

第一東京弁護士会 仲裁センター

連絡先 03-3595-8588

第二東京弁護士会 仲裁センター

連絡先 03-3581-2249

紛争解決措置として東京三弁護士会を利用する場合、三弁護士会の連絡先をすべて記載する。

- (4) 加入している投資者保護基金、金融商品取引業
 になっている認定投資者保護団体

(記載例) 一般社団法人 日本投資顧問業協会

日本投資顧問業協会の加入の有無について、前期の事業報告書から変更がある場合、変更届出を提出しているか確認願います。

- (5) 当期の業務概要

当期における投資助言・代理業に関する概況、事業成績の概況その他営業成績に影響を及ぼした重要事項の概要及び財政状態の概要について記載すること。なお、投資助言・代理業以外にも業務を営んでいる場合は、事業全体の経営成績及び財政状態の概要についても記載すること。

- (5-2) 第一種金融商品取引業を行わない金融商品取引業者が説明書類に記載する事項

- 1 別紙様式第十五号の二に記載されている事項
 ② 事業報告書に記載されている事項

いずれかを選択する。

- (6) 株主総会決議事項の要旨

(記載例) 定時株主総会開催日：平成（又は令和）〇年〇月〇日

第1号議案 〇〇〇〇〇の件

第2号議案 〇〇〇〇〇の件

本事業報告書の報告対象期間中に開催された臨時株主総会並びに報告対象期間にかかる計算書類の承認及び事業報告を行った定時株主総会を記載する。

- (7) 役員及び使用人の状況

- ① 役員及び使用人の総数

「役員 の 状況」について、前期の事業報告書から変更がある場合、変更届出を提出しているか確認願います。

	役員		使用人	計
		うち非常勤		
総数	〇名	〇名	〇名	●名
うち外務員				

上記(7)①の役員 の 人数分を記入。兼職の状況は該当がない場合には該当なしと記入。

- ② 役員 の 状況

役職名	氏名又は名称	兼 職 の 状 況		
		商 号	役職名	代表権の有無
〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇株式会社	〇〇〇	無

- ③ 国内における代理人の状況

氏名、商号又は名称
該当なし

高速取引行為を行う場合の記載。投資助言・代理業のみの登録業者の場合は「該当なし」

(8) 営業所の状況

金融商品取引業を一切行わない営業所は記載不要

名称	所在地	役員及び使用人
本社	東京都〇〇区〇〇1-1-1	●名
計 1店		計 ●名

(7) ①の合計人数と一致しない場合は理由を欄外に付記する。

「営業所の状況」について、前期の事業報告書から変更がある場合、変更届出を提出しているか確認願います。

氏名又は名称	住所又は所在地	割合
株式会社〇〇〇〇〇	東京都〇〇区〇〇1-1-1	50.00%
〇〇〇〇〇株式会社	東京都〇〇区〇〇1-1-1	10.00%
〇〇 〇〇	東京都〇〇区〇〇1-1-1	8.00%
.	.	7.00%
.	.	6.00%
.	.	5.00%
.	.	4.00%
.	.	3.00%
.	.	2.00%
.	.	1.00%
その他 (〇〇〇名)		4.00%
計 〇〇〇名		100.00%

(注意事項)

1 業務の状況

(1) 登録年月日及び登録番号

当期中において法第31条第4項の変更登録を受けた場合には、その旨を注記すること。

(2) 行っている業務の種類

当期末現在において行っている金融商品取引業及び他に行っている事業の種類を記載すること。なお、当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。

(3) 苦情処理及び紛争解決の体制

手続実施基本契約を締結している指定紛争解決機関の商号若しくは名称又は苦情処理措置及び紛争解決措置の内容を行っている業務の種別ごとに記載すること。

(4) 加入している投資者保護基金、金融商品取引業協会及び金融商品取引所並びに対象事業者となっている認定投資者保護団体

当期末現在において加入している投資者保護基金、金融商品取引業協会及び金融商品取引所並びに対象事業者となっている認定投資者保護団体の名称又は商号を記載すること。また、会員資格、取引資格等に種類がある場合には、その種類を記載すること。なお、当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。

(5) 当期の業務概要

当期における事業活動に関する概況、事業成績の概況その他営業成績に影響を及ぼした重要事項の概要を記載すること。

(5-2) 第一種金融商品取引業を行わない金融商品取引業者が説明書類に記載する事項

金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者を除く。）は、法第47条の3の規定に基づき作成する説明書類に記載する事項が、別紙様式第十五号の二に記載されている事項か、事業報告書に記載されている事項かの別について、該当する番号を○で囲むこと。

(6) 株主総会決議事項の要旨

当期に係る定時及び臨時株主総会の開催年月日及び決議事項の要旨を簡潔に記載すること。

(7) 役員及び使用人の状況

① 役員及び使用人の総数

当期末現在における役員及び使用人（外国法人にあつては、国内における営業所又は事務所に駐在する役員及び使用人）について記載すること。

② 役員状況

当期末現在における役員（外国法人にあつては、国内における営業所又は事務所に駐在する役員）について記載すること。なお、「兼職の状況」の欄には、兼職先の商号又は名称並びに兼職先における役職名及び代表権の有無を記載すること。ただし、会計参与及び監査役にあつては、「兼職の状況」の欄の記載を要しない。

③ 国内における代理人の状況

金融商品取引業として高速取引行為を行う場合において、外国に住所を有する個人であるときは、国内における代理人について記載すること。

(8) 営業所の状況

当期末現在における本店等を含むすべての営業所又は事務所（外国法人にあつては国内におけるすべての営業所又は事務所）について記載すること。なお、当期中において、営業所若しくは事務所の設置若しくは廃止があつた場合又は営業所若しくは事務所の名称若しくは所在地に変更があつた場合には、その旨を注記すること。

(9) 株主の状況

当期末現在における上位10位までの株主（第174条第1号ハに規定する上位10位までの株主をいう。）及びその他の株主について記載すること。なお、「割合」の欄には、同号ハに規定する割合を、小数点以下第3位以下を切り捨て、小数点以下第2位まで記載すること。

(10)～(23)までは該当なし

投資助言・代理業のみの登録業者の場合、1(10)から(23)までは該当がないため、「(10)～(23)までは該当なし」と記載し、該当項目のページの提出を省略することができる。

(24) 投資助言業務の状況

① 契約件数等

投資顧問契約 (投資一任契約を除く)	うち顧客の資産の額を前提とした 契約
-----------------------	-----------------------

投資者の区分	契約件数	契約件数	資産額
適格機関投資家	1 件	1 件	200 百万円
適格機関投資家以外の者	4 件	2 件	130 百万円
うち個人	3 件	1 件	30 百万円
合計	5 件	3 件	330 百万円

(注意事項)

「契約件数」の欄及び「資産額」の欄には、適格機関投資家（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第 10 条に規定する適格機関投資家をいう。以下①及び②において同じ。）及び適格機関投資家以外の者に係る期末における数値を記載し、「うち顧客の資産の額を前提とした契約」の欄には、業務の方法で契約資産額に応じた報酬体系を適用している契約について記載すること。外貨建ての契約の場合は、期末の外国為替レートにより邦貨換算すること。

○助言を行った有価証券及びデリバティブ取引に係る権利の種類等（※名称を例示していません。提出の際は、条文等を確認願います。）

金商法第 2 条第 1 項有価証券：国債(1 号)、地方債(2 号)、特殊債(3 号)、特定社債(4 号)、社債(5 号)、特殊法人出資証券(6 号)、協同組織金融機関優先出資証券(7 号)、優先出資証券(8 号)、株券・新株予約証券(9 号)、投信受益証券・外国投信受益証券(10 号)、投資証券・新投資口予約証券・投資法人債・外国投資証券(11 号)、貸付信託受益証券(12 号)、特定目的信託受益証券(13 号)、受益証券発行信託受益証券(14 号)、CP(15 号)、抵当証券(16 号)、外国法人の発行する証券(17 号)、CARDS(18 号)、カバードワラント(19 号)、外国預託証券(20 号)、海外 CD(21 号)

金商法第 2 条第 2 項有価証券：信託受益権(1 号)、外国信託受益権(2 号)、合同会社社員権(3 号)、外国合同会社社員権(4 号)、ファンド持分(5 号)、外国ファンド持分(6 号)、学校債(7 号)

デリバティブ取引に係る権利：市場デリバティブ(第 2 条第 21 項)、店頭デリバティブ(第 2 条第 22 項)、外国市場デリバティブ(第 2 条第 23 項)

○助言の方法

対面、書面（郵送、FAX）、電子メール、電話、ホームページ、システムトレード等を記載。

○経済的利益受領の有無

有価証券の発行者、発行者から委託を受けた運用会社又は管理会社から、経済的利益を直接又は間接に受領していない場合は、「経済的利益を直接又は間接に受領していない。」旨を記載する。

② 助言を行った有価証券及びデリバティブ取引に係る権利の種類等

投資者の区分	助言を行った有価証券及びデリバティブ取引に係る権利の種類等
適格機関投資家	有価証券及び権利の種類等：外国ファンド持分（2 条 2

	項 6 号) 助言の方法：書面（郵送） ※発行者(〇〇〇)より委託を受けている運用会社(〇〇〇)から、サポート手数料を受領している。
適格機関投資家以外の者	有価証券及び権利の種類等：株券（2条1項9号） 助言の方法：電話、電子メール ※経済的利益を直接又は間接に受領していない。

(注意事項)

投資者の区分ごとに、当期において、助言を行った有価証券及びデリバティブ取引に係る権利の種類並びに助言の方法を記載すること。また、当該有価証券の発行者、当該発行者から委託を受けた運用会社又は管理会社から、経済的利益を直接又は間接に受領している場合は、その具体的内容を記載すること。

○以下の有価証券への助言を行った場合に記載が必要。

外国投信受益証券(2条1項10号)、外国投資証券(2条1項11号)、外国法人の発行する証券(2条1項17号)、CARDs(2条1項18号)、カバードワラント(2条1項19号)、外国信託受益権(2条2項2号)、外国合同会社社員権(2条2項4号)、外国ファンド持分(2条2項6号)

③ 助言を行った主な有価証券の内容

名 称	発行者等
〇〇〇 Fund (国の名称)	発行者： 〇〇〇〇〇 (国の名称) 運用会社： 〇〇〇〇〇 (国の名称) 管理会社： 〇〇〇〇〇 (国の名称)
()	発行者： () 運用会社： ()
()	管理会社： () 発行者： () 運用会社： () 管理会社： ()

「助言を行った主な有価証券」については、推奨している有価証券の中で、投資助言業者の業務の実態に照らし、主な推奨対象となっている有価証券の名称等を記載する必要があります。例えば、助言の頻度、額、対象顧客数などを基準として判断することが考えられますが、必ずしもこれらの数値を集計した結果をもとに判断しなければならないわけではありません。また、「助言を行った主な有価証券」が5つ以上ある場合は、表に欄を追加し、記載する必要があります。

(注意事項)

- 「名称」の欄には、当期において助言を行った有価証券（法第2条第1項第10号に規定する外国投資信託の受益証券若しくは同項第11号に規定する外国投資証券又は同項第17号から第19号まで若しくは同条第2項第2号、第4号若しくは第6号に規定する有価証券に限る。以下1及び2において同じ。）のうち、主な有価証券の銘柄を記載し、当該有価証券が発行された国の名称を、括弧書として記載すること。
- 「発行者等」の欄には、有価証券の発行者、発行者から委託を受けた運用会社及び発行者から委託を受けた管理会社（以下2において「発行者等」という。）の名称を

記載し、発行者等が所在する国の名称を、括弧書として記載すること。

④ 内部管理の状況

顧客との利益相反を防止するための態勢整備の状況及び以下の状況等について記載すること。
 (例) 帳簿書類・報告書等の作成・管理、リスク管理、電算システム管理、顧客及び顧客情報管理、広告審査、苦情・トラブル処理、内部監査等

(注意事項)

「内部管理の状況」には、顧客との利益相反を防止するための態勢整備の状況等を記載すること。

⑤ 投資助言報酬 _____ 10百万円

単位未満端数は切り捨て。損益計算書上、営業収益の内訳項目として投資助言報酬を計上している場合は整合性を確認する。

(25) 代理・媒介業務の状況

① 代理・媒介を行う金融商品取引業者等

契約年月日	代理・媒介の別	金融商品取引業者等名	金融商品取引業者等の登録番号
H(又はR)〇.〇.〇	代理	〇〇〇〇株式会社	関東財務局長(金商)第〇〇〇〇号

② 投資顧問契約又は投資一任契約の締結の代理・媒介の状況

代理・媒介を行う金融商品取引業者等の名称	投資顧問契約		投資一任契約		計	
	代理	媒介	代理	媒介	代理	媒介
〇〇〇〇株式会社	0件	1件	2件	2件	2件	3件
計	0件	1件	2件	2件	2件	3件

③ 代理・媒介手数料の状況

代理・媒介を行う金融商品取引業者等の名称	代理・媒介手数料	その他受入手数料	計
〇〇〇〇株式会社	5百万円	0百万円	5百万円
計	5百万円	0百万円	5百万円

単位未満端数は切り捨て。損益計算書上、営業収益の内訳項目として代理媒介手数料を計上している場合は整合性を確認する。

④ 内部管理の状況

顧客情報の管理態勢、兼業業務における優越的地位の濫用を防止するための態勢整備の状

況等について記載すること。

(注意事項)

1 代理・媒介を行う金融商品取引業者等

当期末現在において投資顧問契約又は投資一任契約の締結の代理又は媒介の委託を受けている金融商品取引業者等との契約年月日、その商号又は名称及び登録番号を記載すること（複数の金融商品取引業者等が存在する場合、適宜記載欄を設けて記載すること。）。なお、当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。

2 代理・媒介手数料等の状況

「代理・媒介手数料」欄には、事業年度中に金融商品取引業者等から得た代理・媒介手数料の金額を記載すること。また、「その他受入手数料」欄には、事業年度中に金融商品取引業者等から得た代理・媒介業務に係る手数料のうち、契約締結の代理・媒介に係る手数料以外の手数料の金額を記載すること。なお、両者の区分が困難である場合は、その旨を欄外に明記した上で、「代理・媒介手数料」欄に一括して記載すること。

3 内部管理の状況

「内部管理の状況」には、顧客情報の管理態勢、兼業業務における優越的地位の濫用を防止するための態勢整備の状況等について記載すること。

(26)・(26-2)は該当なし

投資助言・代理業のみの登録業者の場合、(26)・(26-2)は該当がないため、「(26)・(26-2)は該当なし」と記載し、該当ページの提出を省略することができる。

2 経理の状況

(記載要領)

- 1 金融商品取引業者は、様式A（第一種金融商品取引業（有価証券関連業に限る）を行う者）、様式B（投資信託委託会社）、様式C（その他法人）、様式D（個人）により、貸借対照表、損益計算書等を作成するものとする。
- 2 金融商品取引業協会に加入している金融商品取引業者は、加入している金融商品取引業協会の定める経理に関する規則その他の一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従い作成するものとする。
- 3 金融商品取引業協会に加入しない金融商品取引業者は、関連する金融商品取引業協会の定める経理に関する規則に準じた規則その他の一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従い作成するものとする。
- 4 金融商品取引業協会の定める経理に関する規則がない金融商品取引業者は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従い作成するものとする。
- 5 様式Dにあっては、2から4まで中「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」とあるのは「一般に公正妥当と認められる会計の慣行」とする。
- 6 貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。また、表示単

投資助言・代理業の場合、一般法人は様式Cを、個人は様式Dをご使用ください。

位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。さらに、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書については関連する注記を付すこと。

7 第一種金融商品取引業（有価証券関連業に限る。）を行う金融商品取引業者は、次の各号に定める事項を記載した書面を添付すること。

(1) 重要な会計方針

有価証券の評価方法、固定資産の減価償却の方法、引当金の計上基準その他の重要な会計方針（財務諸表の作成に当たって採用した会計処理の原則及び手続をいう。）を記載する。

(2) 会計方針の変更等

財務諸表等規則第8条の3から第8条の3の7までの規定に準じて記載する。

(3) 貸借対照表に関する注記

次に掲げる事項を記載する。

① 担保に供されている有価証券その他の資産及び担保として預託を受けている有価証券その他の資産の時価

② 偶発債務（債務の保証（債務の保証と同様の効果を有するものを含む。）、係争事件に係る賠償義務その他現実に発生していない債務で、将来において会社の負担となる可能性のあるものをいう。）の内容及び金額

③ 関係会社に対する資産及び負債の内容及び金額

④ その他貸借対照表により会社の財産の状態を正確に判断するために必要な事項

(4) 損益計算書に関する注記

次に掲げる事項を記載する。

① 受入手数料の内訳

② トレーディング損益の内訳（実現損益及び評価損益の内訳を含む。）

③ 金融収益及び金融費用の内訳

④ 販売費・一般管理費の内訳

⑤ その他損益計算書により会社の損益の状態を正確に判断するために必要な事項

(5) 有価証券に関する注記

財務諸表等規則第8条の7（第4項を除く。）の規定に準じて記載する。

(6) デリバティブ取引に関する注記

財務諸表等規則第8条の8（第1項ただし書及び第1号を除く。）の規定に準じて記載する。

(7) 一株当たり当期純損益

イ 一株当たり当期純利益又は当期純損失の金額を記載する。

ロ 当事業年度又は貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた場合には、イに規定する事項のほか、次に掲げる事項を記載する。

① 株式併合又は株式分割が行われた旨

② 当事業年度の期首に株式併合又は株式分割が行われたと仮定して一株当たり当期純利益又は当期純損失の金額が算定されている旨

(様式C)

(1) 貸借対照表
年 月 日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
現金・預金		短期借入金	
短期貸付金		前受金	
前払金		前受収益	
前払費用		未払金	
未収入金		未払費用	
未収収益		未払法人税等	
その他の流動資産		賞与引当金	
貸倒引当金	△	その他の流動負債	
流動資産計		流動負債計	
固定資産		固定負債	
有形固定資産		長期借入金	
建物		繰延税金負債	
器具備品		退職給付引当金	
土地		その他の固定負債	
無形固定資産		固定負債計	
のれん		引当金	
投資その他の資産		引当金計	
投資有価証券		負債合計	
出資金		(純資産の部)	
長期貸付金		株主資本	
前払年金費用		資本金	
繰延税金資産		新株申込証拠金	
その他	△	資本剰余金	
貸倒引当金		資本準備金	
固定資産計		その他資本剰余金	
繰延資産		利益剰余金	
創立費		利益準備金	
繰延資産計		その他利益剰余金	
		積立金	
		繰越利益剰余金	
		自己株式	△
		自己株式申込証拠金	

		評価・換算差額等 その他有価証券評価差額金 繰延ヘッジ損益 土地再評価差額金 新株予約権	
		純資産合計	
資産合計		負債・純資産合計	

(2) 損益計算書
〔 年 月 日から 年 月 日まで 〕

(単位：千円)

科 目	金 額	額
営業収益		
投資助言報酬	10,000	1(24)③の投資助言報酬と一致
代理媒介手数料	5,000	1(25)③代理・媒介業務の状況と一致
・ ・ ・ ・ ・		
営業収益計		×××
営業費用		
・ ・ ・ ・ ・	×××	
・ ・ ・ ・ ・	×××	
営業費用計		×××
営業利益（又は営業損失）		×××
営業外収益	×××	
営業外費用	×××	
経常利益（又は経常損失）		×××
特別利益		
・ ・ ・ ・ ・	×××	
特別利益計		×××
特別損失		
・ ・ ・ ・ ・	×××	

特 別 損 失 計		×××
税引前当期純利益（又は税引前当期純損失）		×××
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		×××
法 人 税 等 調 整 額		×××
当 期 純 利 益 （ 又 は 当 期 純 損 失 ）		×××

(3) 株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	株主資本									評価・換算差額等				新株予 約権	純資産 合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資 本合計	その他 有価証 券評価 差額金	繰延へ っじ損 益	土地再 評価差 額金	評価・ 換算差 額等合 計			
		資本準 備金	その他 資本剰 余金	資本剰 余金合 計	利益準 備金	その他利益剰余 金										利益剰 余金合 計
						××積 立金	繰越利 益剰余 金									
当期首残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	
当期変動額																
新株の発行	×××	×××		×××						×××					×××	
剰余金の配当					×××		△×××	△×××		△×××					△×××	
当期純利益							×××	×××		×××					×××	
自己株式の処分									×××	×××					×××	
.....															×××	
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）											×××	×××	×××	×××	×××	
当期変動額合計	×××	×××	—	×××	×××	—	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	
当期末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	

当期末残高は、貸借対照表の
金額と一致する。

様式Dは、個人登録の者が添付する様式です。

(様式D)

(日本工業規格A4)

(1) 貸借対照表
年 月 日現在

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
現金・預金		借入金	
前払金		前受金	
前払費用		前受収益	
未収入金		未払金	
未収収益		未払費用	
有価証券		その他	
建物			
器具・備品			
土地			
その他			
		事業主借	
事業主貸		元入金	
合計		合計	

(2) 損益計算書
自 年 月 日
至 年 月 日

科目	金額
収入金額	千円
手数料	
受取利息	
有価証券売却益	
その他	
経費	
給料・賃金	
租税公課	
通信交通費	
調査研究費	
広告宣伝費	
地代・家賃	
その他	
差引金額(収入金額-経費)	

(注意事項)

1 貸借対照表

- イ 貸倒引当金…流動資産又は投資等に対する控除項目として、一括して記載すること。
- ロ 有形固定資産、無形固定資産及び繰延資産…当該資産を示す名称を付した科目をもって記載すること。
- ハ 引当金…当該引当金又は準備金を示す名称を付した科目をもって記載すること。
- ニ 任意積立金…当該積立金の設定目的を示す名称を付した科目をもって記載すること。
- ホ 外国法人については、「資本金」とあるのは「持込資本金（法第29条の2第1項第2号に規定する持込資本金をいう。）と読み替えるものとする。
- ヘ 外国法人（第一種金融商品取引業を行う外国法人に限る。）については、「資本剰余金」とあるのは「損失準備金」と読み替えるものとする。

2 損益計算書

特別利益又は特別損失については、それらを示す名称を付した科目をもって記載すること。

3 株主資本等変動計算書

- イ 各項目について期中における変動がない場合には、「当期首残高及び当期末残高」のみを表示することができる。
- ロ その他利益剰余金及び評価・換算差額等については、それらの内訳科目の当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各金額を注記により表示することができる。この場合、その他利益剰余金及び評価・換算差額等の当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載する。
- ハ 各合計額の記載は省略することができる。
- ニ 株主資本の各項目について表中の変動事由以外の変動事由に基づく当期変動額があるときは、当該変動事由及び当期変動額についても記載すること。また、株主資本以外の各項目は、変動事由ごとにその金額を記載することができる。これらの場合、株主資本等変動計算書又は注記により表示することができる。
- ホ 遡及適用等（財務諸表等規則第8条第51項に規定する遡及適用又は同条第53項に規定する修正再表示をいう。）又は当該事業年度の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用等又は当該事業年度の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の後の当期首残高を区分表示すること。
- ヘ 外国法人（第一種金融商品取引業を行う外国法人に限る。）については、利益処分計算書又は損失処理計算書の作成をもって株主資本等変動計算書に代えるものとする。

4 附属明細表（様式A(4)）

① 有価証券明細表

- イ 有価証券（トレーディング商品に属するものとして経理された有価証券を除く。）について、その属性及び保有目的ごとに区分して記載すること。
- ロ 銘柄別による有価証券の貸借対照表計上額が資本金の額の1%以下である場合には、当該有価証券に関する記載を省略することができる。ただし、株式については、資本金の額の1%を超える銘柄が10銘柄を下回るときは、貸借対照表計上額が多い順に上位10銘柄について記載すること。
- ハ 記載を省略した株式については、銘柄の総数及び貸借対照表計上額を記載し、記載を省略した債券については、国債、地方債等に大別して、銘柄の総数及び貸借対照表計上額を

記載し、その他のものについては、受益証券、出資証券等に大別して銘柄の総数及び貸借対照表計上額を記載すること。

ニ 「その他」の欄には、有価証券の種類に区分して記載すること。

② 有形固定資産等明細表

イ 科目ごとに記載し、「当期首残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「当期末残高」の欄は、当該資産の取得原価によって記載すること。

ロ 当期末残高から減価償却累計額又は償却累計額を控除した残高を、「差引当期末残高」の欄に記載すること。

ハ この様式によるほか、帳簿価額により記載することができる。この場合、有形固定資産以外の資産については減価償却累計額の記載を要しない。

③ 社債明細表

イ 発行している社債（当期中に償還済みとなったものを含む。）について記載すること。

ロ 「担保」の欄には、担保付社債又は無担保社債の別を記載すること。

ハ 外国において発行したものについては、金額を記載すべき欄には外貨建てによる金額を付記すること。

ニ 当期末残高のうち1年以内に償還が予定されるものがある場合には、「当期末残高」の欄にその金額を内書（括弧書）として記載すること。

ホ 貸借対照日後5年以内における1年ごとの償還予定額の総額を注記すること。

④ 借入金等明細表

イ 短期借入金、長期借入金及び金利の負担を伴うその他の負債（社債を除く。ロ及びニにおいて「その他の有利子負債」という。）について記載すること。

ロ 「その他の有利子負債」の欄には、その種類ごとにその内容を示したうえで記載すること。

ハ 「平均利率」の欄には、加重平均利率を記載すること。

ニ 長期借入金及びその他の有利子負債（1年以内に返済予定のものを除く。）については、貸借対照日後5年以内における1年ごとの返済予定額の総額を注記すること。

⑤ 引当金明細表

イ 当期首及び当期末貸借対照表に計上されている引当金（退職給付引当金を含む。）又は準備金について、各引当金又は準備金の設定目的ごとの科目の区別により記載すること。

ロ 「当期減少額」の欄のうち「目的使用」の欄には、各引当金又は準備金の設定目的である支出又は事実の発生があったことによる取崩額を記載すること。

ハ 「当期減少額」の欄のうち「その他」の欄には、目的使用以外の理由による減少額を記載し、減少の理由を注記すること。

5 その他

外国法人（第一種金融商品取引業を行うものに限る。）が作成する貸借対照表及び利益処分計算書の損失準備金については、第一種金融商品取引業者の最低資本金の額に達するまではイに掲げる額からロに掲げる額を控除した額に10分の1を乗じた額以上の額の積立てを行ったものとして記載するものとする。

イ 各事業年度における国内における営業所又は事務所の営業にかかる当期純利益の額

ロ 各事業年度における前期繰越損失の額